

## ノートルダム清心女子大学不正防止実施計画【2017年度】

1 機関内の責任体系の明確化	不正防止計画
最高管理責任者（学長）と統括管理責任者（副学長）以外の部局長レベルの責任が明確ではなかった。	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「ガイドライン」という。）改正（平成26年2月18日）に伴い、コンプライアンス推進責任者（研究科長、学部長）及びコンプライアンス推進副責任者（専攻主任、学科長、研究所長、センター長、事務部長、財務部長）を置き、その責任体系を明確化する。
2 関係諸規程等の見直し	不正防止計画
ガイドライン改正への対応が平成27年4月の時点で未着手であった。	平成27年度中の早い時期に下記関連規程等の整備を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正防止計画の策定</li> <li>・行動規範の策定</li> <li>・責任体系図の策定</li> <li>・研究活動における不正行為の防止等に関する規則の制定</li> <li>・競争的資金の取扱いに関する規則の見直し</li> <li>・研究活動の不正行為に関する相談又は告発の受付及び取扱いに関する規則の見直し</li> </ul>
3 教職員へのルールの周知徹底	不正防止計画
外部講師を招いてのコンプライアンス教育が平成27年4月の時点で未実施であった。	平成27年度中に教職員全員を対象とした外部講師によるコンプライアンス教育を実施する。
使用ルールについての認識の甘さが見られる。	従来の「確認書」を「誓約書」に改め、税金を原資とした公的資金を使用する責任の重大さを自覚させ、不正を行った場合の懲戒についての取扱いも明文化することで意識向上を図る。
使用ルールの誤った認識があり、どのような行為が不正となるのか理解できていない。	下記の方法で理解度向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会・説明会の実施</li> <li>・理解度アンケートの実施（→4）</li> <li>・外部研修会・説明会等への参加</li> <li>・学内マニュアルの充実（→6）</li> </ul>

4 モニタリング、コンプライアンス教育受講者管理及び理解度調査の実施	不正防止計画
平成26年3月実施のコンプライアンス教育の受講者数が少なかった。	平成27年度に行う研修の案内の際にコンプライアンス教育、研究倫理教育の受講は必須であることをアナウンスする必要がある。
平成27年4月の時点で理解度調査が未実施。	外部講師を招いたコンプライアンス教育において理解度テストの実施を依頼する。

5 適正な執行管理活動	不正防止計画
物品に関しては、全品検収を行っているが、旅費、謝金等について、学外での状況を把握し切れていない面がある。	引き続き物品については、全品検収による管理を徹底する。旅費、謝金等については、証拠物件（航空チケットの半券等）の確認、復命書の具体的な記載、出張先への確認、出勤状況の確認などを徹底する手段を検討し、研究者及び関係する事務職員等に周知徹底する。

6 学内マニュアルの作成	不正防止計画
平成26年度作成の「学内諸手続について」が使いづらいものになっていないか点検が必要。	研究者等にとってより使いやすいものとするため、記載内容、レイアウト等を検討し、作成しなおす。名称も「学内マニュアル」に改める。これにより、経費執行の統一化、可視化を目指す。

7 情報公開	不正防止計画
平成27年4月の時点で、本学の不正防止に係る取組、関係規程等が公表されていない。	平成27年度中の早い時期に規程等の制定又は改正を行い、ホームページ等で公表する。